

◎特別児童扶養手当 障害程度認定基準（第14節／代謝疾患）

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行												
<p>別添1 特別児童扶養手当 障害程度認定基準 第14節 代謝疾患 代謝疾患による障害の程度は、次により認定する。</p> <p>1 認定基準 代謝疾患については、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>障害の程度</th><th>障 害 の 状 態</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級</td><td>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</td></tr> <tr> <td>2 級</td><td>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</td></tr> </tbody> </table> <p>代謝疾患による障害の程度は、合併症の有無及びその程度、代謝のコントロール状態、治療及び病状の経過、具体的な日常生活状況等を十分考慮し、総合的に認定するものとし、当該疾病の認定の時期以後少なくとも1年以上の療養を必要とするものであって、長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものを1級に、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを2級に該当するものと認定する。</p> <p>2 認定要領 (1) 代謝疾患は、糖代謝、脂質代謝、蛋白代謝、尿酸代謝、その他の代謝の異常に分けられる。 (2) 糖尿病による障害の程度は、合併症の有無及びその程度、代謝のコントロール状態、治療及び病状の経過、具体的な日常生活状況等を十分考慮し、総合的に認定する。</p>	障害の程度	障 害 の 状 態	1 級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	2 級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの	<p>別添1 特別児童扶養手当 障害程度認定基準 第14節 代謝疾患 代謝疾患による障害の程度は、次により認定する。</p> <p>1 認定基準 代謝疾患については、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>障害の程度</th><th>障 害 の 状 態</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級</td><td>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</td></tr> <tr> <td>2 級</td><td>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</td></tr> </tbody> </table> <p>代謝疾患による障害の程度は、合併症の有無及びその程度、代謝のコントロール状態、治療及び病状の経過、具体的な日常生活状況等を十分考慮し、総合的に認定するものとし、当該疾病の認定の時期以後少なくとも1年以上の療養を必要とするものであって、長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものを1級に、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを2級に該当するものと認定する。</p> <p>2 認定要領 (1) 代謝疾患は、糖代謝、脂質代謝、蛋白代謝、尿酸代謝、その他の代謝の異常に分けられる。 (2) 糖尿病による障害の程度は、合併症の有無及びその程度、代謝のコントロール状態、治療及び病状の経過、具体的な日常生活状況等を十分考慮し、総合的に認定する。</p>	障害の程度	障 害 の 状 態	1 級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	2 級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
障害の程度	障 害 の 状 態												
1 級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの												
2 級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの												
障害の程度	障 害 の 状 態												
1 級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの												
2 級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの												

改 正 案	現 行																
<p>(3) 糖尿病は、血糖が治療、一般生活状態の規制等によりコントロールされている場合には認定の対象とならない。</p> <p>但し、インスリン療法の自己管理が出来ない場合は認定の対象とする。</p> <p>(4) 代謝疾患による障害の程度を一般状態区分表で示すと次のとおりである。</p> <p>一般状態区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>一 般、状 態</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td><td>歩行や身のまわりのことはできるが、時に少しの介助のいることもあり、軽い運動はできないが日中の50%以上は起居しているもの</td></tr> <tr> <td>イ</td><td>身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助がいり、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの</td></tr> <tr> <td>ウ</td><td>身のまわりのこともできず、常に介助がいり、終日就床を必要としており、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの</td></tr> </tbody> </table>	区分	一 般、状 態	ア	歩行や身のまわりのことはできるが、時に少しの介助のいることもあり、軽い運動はできないが日中の50%以上は起居しているもの	イ	身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助がいり、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの	ウ	身のまわりのこともできず、常に介助がいり、終日就床を必要としており、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの	<p>(3) 代謝疾患による障害の程度を一般状態区分表で示すと次のとおりである。</p> <p>一般状態区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>一 般 状 態</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td><td>歩行や身のまわりのことはできるが、時に少しの介助のいることもあり、軽い運動はできないが日中の50%以上は起居しているもの</td></tr> <tr> <td>イ</td><td>身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助がいり、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの</td></tr> <tr> <td>ウ</td><td>身のまわりのこともできず、常に介助がいり、終日就床を必要としており、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの</td></tr> </tbody> </table> <p>(4) 一般状態区分表のウに該当するものを1級に、イ又はアに該当するものを2級として認定する。</p>	区分	一 般 状 態	ア	歩行や身のまわりのことはできるが、時に少しの介助のいることもあり、軽い運動はできないが日中の50%以上は起居しているもの	イ	身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助がいり、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの	ウ	身のまわりのこともできず、常に介助がいり、終日就床を必要としており、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの
区分	一 般、状 態																
ア	歩行や身のまわりのことはできるが、時に少しの介助のいることもあり、軽い運動はできないが日中の50%以上は起居しているもの																
イ	身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助がいり、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの																
ウ	身のまわりのこともできず、常に介助がいり、終日就床を必要としており、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの																
区分	一 般 状 態																
ア	歩行や身のまわりのことはできるが、時に少しの介助のいることもあり、軽い運動はできないが日中の50%以上は起居しているもの																
イ	身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助がいり、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの																
ウ	身のまわりのこともできず、常に介助がいり、終日就床を必要としており、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの																